

令和2年5月29日

保護者様

認定こども園 本城東幼稚園
園長 福田 美香

園児や家族が新型コロナウイルスに感染した場合について

園の周りのアジサイの花が色とりどりに咲き、華やかな気分にかけています。保護者の皆様におかれましては、日頃より本園の教育方針へのご理解とご協力をいただき、大変ありがとうございます。

心待ちにしておりました幼稚園の再開に、職員一同嬉しく思う反面、感染対策をこれまで以上に徹底していく所存です。

さて、6月より、通常保育を再開するにあたり、国が示す『新しい生活様式』を取り入れた感染対策を幼稚園でも行っていく必要があります。そこで、本園の感染対策として『新しい園生活～with コロナ～』の取り組みを保護者の皆様にお知らせ致します。

また、下記に、園児や家族が新型コロナウイルスに感染した場合についてお知らせ致します。皆様のご理解と、ご協力を宜しくお願い致します。

記

※ コロナウイルス感染症は、学校保健安全法第1種感染症の指定となります。感染した場合、園児は出席停止となり出席停止は「治癒が確認されるまで」と規定されています。

1、お子さんが再び登園をする際、保健所の判断と医師の判断が必要となります。

園児ならびに、同居されるご家族も上記の感染症と診断を受けた、またはその疑いがあると分かった場合、出来るだけ早く必ず園にご連絡ください。

2、園児本人または、同居されるご家族において感染者又は感染疑いがある方と濃厚接触した疑いがあるかもしれない場合も感染拡大を防止するため、出来るだけ早く必ず園にご連絡ください。

3、園児又は同居するご家族の感染が確認された場合、園児が在籍するそのクラスの学級閉鎖、または休園の措置となりうる場合があります。園の再開は保健所との協議の上、後日お知らせする形となります。あらかじめご了承ください。

以上